

射水市告示第241号

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、督促状の送付に代えて公示送達する。

なお、当該書類を財務管理部収納対策課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月2日

射水市長 夏野元志

記

1 送達すべき書類の名称 督促状[令和8年度 軽自動車税]

2 送達を受けるべき者の氏名

	氏名	備考
1	山根 睦	